

## 栄町議会会派規程

平成10年11月6日

栄町議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、栄町議会（以下「議会」という。）における会派の結成、変更及び解散に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の結成)

第2条 栄町議会議員（以下「議員」という。）は、議会内において2人以上の議員により会派を結成することができる。

(名称)

第3条 会派には、特定の名称を付すものとする。

2 会派の名称は、現に他の会派が使用するものを付すことはできない。

(代表者)

第4条 会派には、代表者を置かなければならない。

(重複の禁止)

第5条 議員は、重複して複数の会派に所属することができない。

(結成の届出)

第6条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、速やかに会派結成届（別記第1-1号様式）により栄町議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。ただし、議員の一般選挙後、最初に招集される議会（次項において「初議会」という。）で議長が選出されるまでの間については、栄町議会事務局長（次項において「事務局長」という。）に届け出なければならない。

2 議長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに会派結成通知（別記第1-2号様式）により議員に通知しなければならない。ただし、初議会で議長が選出されるまでの間については、事務局長が通知しなければならない。

(変更の届出)

第7条 会派の代表者は、会派の名称、代表者、所属議員、役員又は会則に変更が生じたときは、速やかに会派変更届（別記第2-1号様式）により議長に届け出なければならない。

2 議長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに会派変更通知（別記第2-2号様式）により議員に通知しなければならない。

(解散の届出)

第8条 会派の代表者は、会派を解散したとき又は所属議員が2人に満たなくなつたときは、会派解散届(別記第3-1号様式)により議長に届け出なければならない。ただし、議員の任期が満了したとき又は議会が解散したときは、この限りでない。

2 議長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに会派解散通知(別記第3-2号様式)により議員に通知しなければならない。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存在する会派は、この訓令に基づき結成されたものとみなす。

別 記

第 1 - 1 号様式 (第 6 条第 1 項)

年 月 日

栄町議会議長

様

会派名

代表者

印

## 会 派 結 成 届

次のとおり会派を結成しましたので、栄町議会会派規程第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 会派の名称

2. 会派結成日 年 月 日

3. 所属議員名

役 職	氏 名	役 職	氏 名

※ 役職については、会派内の役職を記載のこと。

4. 会 則 添付

第 1 - 2 号様式 (第 6 条第 2 項)

年 月 日

栄町議会議員

様

栄町議会議長

印

## 会 派 結 成 通 知

次のとおり会派が結成されましたので、栄町議会会派規程第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 会派の名称

2. 会派の代表者名

3. 会派結成日 年 月 日

4. 所属議員名

役 職	氏 名	役 職	氏 名

第 2 - 1 号様式 (第 7 条第 1 項)

年 月 日

栄町議会議長

様

会派名

代表者

印

## 会 派 変 更 届

次のとおり会派に変更がありましたので、栄町議会会派規程第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

### 記

1. 変更が生じた日 年 月 日

2. 変更事項  名称の変更  代表者の変更

所属議員の異動 (加入・脱退)

役員の変更  会則の変更

3. 変更内容

第 2 - 2 号様式 (第 7 条第 2 項)

年 月 日

栄町議会議員

様

栄町議会議長

印

## 会 派 変 更 通 知

次のとおり会派に変更がありましたので、栄町議会会派規程第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 会派名

2. 変更が生じた日 年 月 日

3. 変更事項

第 3 - 1 号様式 (第 8 条第 1 項)

年 月 日

栄町議会議長

様

会派名

代表者

印

## 会 派 解 散 届

次のとおり会派を解散しましたので、栄町議会会派規程第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 会派の名称

2. 会派解散日 年 月 日

第 3 - 2 号様式 (第 8 条第 2 項)

年 月 日

栄町議会議員

様

栄町議会議長

印

## 会 派 解 散 通 知

次のとおり会派が解散されましたので、栄町議会会派規程第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 会派の名称

2. 会派解散日 年 月 日